

令和5年度地域おこし協力隊募集要項

1 事業名，採用予定人数及び主な業務の内容，活動場所等

事業名	採用予定人数	主な業務の内容	活動場所等	担当課
鳴子こけし工人	1名	鳴子こけし工人等から技術習得し，鳴子こけしなど伝統工芸品の知名度向上と，販路拡大へつなげる。	鳴子温泉地域 (居住：岩出山地域又は鳴子温泉地域)	鳴子総合支所 地域振興課
地域デジタル活用支援業務	1名	地域の高齢者等のデジタル活用を支援し，デジタルデバイドの解消につなげる。また，新たなデジタル活用支援策を模索，実行する。	市内全域 (居住：大崎市内。古川地域を基本とするが，現在の居住地又は希望により，鳴子温泉・岩出山・田尻地域となる。)	市政情報課
みやぎおおさき森林再生促進事業	1名	森林の経営や継承に関する意識向上を図るよう，森林に関する情報発信を行う。また，自伐型林業モデル(自分で森林を管理)の提案や林産品の開発など，森林資源との新たな関わり方を提案し，森林の適正管理を促進する。	市内全域 (居住：大崎市内。岩出山・鳴子温泉・田尻地域を基本とするが，現在の居住地又は希望により相談。)	農林振興課

2 応募資格

(共通) 次の(1)から(6)までの要件を全て満たす方。

- (1) 任用後に本市に住所を異動することができる方
- (2) 現在，過疎・山村・離島・半島等の地域に現に住所を有さない方
- (3) 心身が健康な方
- (4) 普通自動車運転免許(AT限定可)を所有し，一般的なパソコン操作ができる方
- (5) 企業に属している方は休業し，本事業に専念できる方(条件等の詳細は別途ご相

談ください)

(6) 本事業終了後に定住する意思のある方

(地域デジタル活用支援業務) 上記に加え, 下記要件も満たす方。

(7) 優れたデジタル活用の知識を有し, 企画及びプレゼンテーションできる能力のある方。

(8) 広範なスマートフォンの操作ができる方。

3 受 付 令和4年11月1日(火)から令和5年1月13日(金)まで

4 応募方法

(1) 提出書類

・履歴書(書式自由, 顔写真を添付し, 応募動機を簡略にご記入ください。)

(2) 提出方法

・提出書類は下記Eメール(PDF形式)若しくは郵送でお送りください。

・提出された書類は返却いたしません。

(3) 問合せ方法

・募集に関する質問は, 電話ではなく, 下記Eメール若しくはFAXとしてください。

・回答については, 3開庁日以内に, EメールまたはFAXでいたします。

(4) その他

・先着順に必要な条件等を確認し, 書類選考と個別面接による試験をいたします。

・採用者が決定した時点で, 募集は終了させていただきます。

・募集終了のお知らせは, 下記の大崎市ホームページにて行います。

5 選考方法等

区 分	項 目	期 日	合格発表
一次試験	書類選考 (履歴書・応募動機)	令和5年1月下旬	令和5年1月下旬
二次試験	個別面接 ※「地域おこし協力隊員 として大崎市でやりたい こと」をテーマにプレゼ ンテーションしていただ きます。	一次試験合格者と調整 いたします。 場所：大崎市役所	試験後, 概ね7日以内 にお知らせいたします。

※二次試験受講者のうち, 大崎市で受験された方には, 後日, 居住地から本市までの交通費(片道分)を支給します。なお, 支給基準は, 本市条例の規定によります。

※今般の状況を踏まえ、二次試験をオンラインで行う場合がございます。

6 採用予定

令和5年4月1日から

7 勤務条件等

項 目	内 容
居 住	居住していただく地域は事業ごとに異なります（大崎市内）が、最終的には市と隊員が協議の上、決定します。家賃は、予算の範囲内で市が負担します。
身 分	大崎市会計年度任用職員「大崎市地域おこし協力隊員」として発令。営利企業等に所属しながら、当該営利企業等を退職し、隊員となることもできます。
報 酬	月額170,200円、期末手当あり（2.40月分）
加入保険	健康保険・厚生年金・雇用保険・公務災害
勤務日及び勤務時間	・勤務日 暦上の平日（年末年始を除く）※原則 ・勤務時間 9：00～17：00※原則 ※土日、祝日及び時間外に活動する場合は、活動時間を振替して調整します。
休 暇	労働基準法の定めにより、年次有給休暇を付与します。
委嘱期間	委嘱した日から該当年度末まで 次年度以降は、毎年度協議の上決定します。なお、再度任用される期間の上限は2年です。（活動期間は最長3年間）
活動に要する経費	活動に必要な車両、燃料費（上限有り）、パソコンは市から貸与します。 地域デジタル活用支援業務担当については、スマートフォン（市が必要と認めた機能にかかる利用料金は市が負担します）及びWi-Fi環境は市から貸与します。
隊員が負担する経費	大崎市までの交通費及び引っ越し費用、生活備品、食費、光熱水費、その他生活に必要な諸費用
そ の 他	市では、地域住民との調整や研修のほか、隊員の活動のための必要な支援を行います。 また、事業にかかわらず、特定の企業の営業活動は禁止します。

8 その他

大崎市及び地域おこし協力隊の情報は、次のホームページをご覧ください。

- ・大崎市ホームページ

<https://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/10,0,170,360,html>

- ・総務省ホームページ

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyosei08_03000066.html

9 問い合わせ先及び提出先

〒989-6188

宮城県大崎市古川七日町1番1号

大崎市 市民協働推進部政策課 電話 0229-23-2129

FAX 0229-23-2427

Eメール kk@city.osaki.miyagi.jp